

## 岡山県医療対策協議会専門部会の設置及び同部会に付託する事項等について

岡山県医療対策協議会の所管事項に係る専門事項を調査審議するため、岡山県医療対策協議会設置要綱第 8 条第 1 項に基づき、「新たな財政支援制度検討部会」を設置し、以下の事項を付託するものとする。

### 記

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づいて  
国が作成する総合確保方針に即し、かつ地域の実情に応じた、本県の地域  
医療における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する、  
新たな基金を活用した計画の作成に関する事項